



島根県報

平成20年 7 月22日 (火)
号外 第 94 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

規 則

行政権限委任規則の一部を改正する規則

(人 事 課)

公布された条例等のあらまし

行政権限委任規則の一部を改正する規則 (規則第58号)

1 規則の概要

知事に属する次の権限を新たに地方機関の長に委任することとした。

(1) 温泉法の一部を改正する法律に基づく次の権限

可燃性天然ガスの濃度が一定の基準を超えないことについての確認

(2) 温泉法施行細則に基づく次の権限

可燃性天然ガス濃度確認申請書記載事項変更届の受理

2 施行期日

平成20年 8 月 1 日から施行することとした。

規

則

行政権限委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 7 月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第58号

行政権限委任規則の一部を改正する規則

行政権限委任規則 (昭和31年島根県規則第14号) の一部を次のように改正する。

別表保健所の部温泉法の項の次に次のように加える。

温泉法の一部を改正する法律 (平成19年法律第121号)

1 附則第 6 条の規定により、可燃性天然ガスの濃度を確認すること。

別表保健所の部温泉法施行細則の項中第 7 号を第 8 号とし、第 1 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 号の前に次の 1 号を加える。

1 第14条の 3 の規定により、可燃性天然ガス濃度確認申請書記載事項変更届を受理すること。

附 則

この規則は、平成20年 8 月 1 日から施行する。

